

長時間労働が原因で過労死や過労自殺に追い込まれた働き手。その遺族が経営者そのものを訴える動きが広がっている。長時間労働を生んだ体制をつくり、放置した責任を問うものだ。

#### 労務管理「経営理念」が影響

殘業把握「社內体制」不瞞

「娘を死に至らしめた責任が改善を会社に求めて交渉を申し込んだが、断られた。」  
ワタミにあるひが明らかとな  
り、ワタミはいつ会社と、その  
システムをつくり出し、運営し  
た者に損害賠償を求めるために  
提訴いたしました」

過労死や過労自殺が起きた場  
合、労災とは別に、会社に損害  
賠償を求めるることは珍しくな  
い。今回の訴えの特徴は、ワタ

2月17日、東京地裁の631号法廷。森豪さん(65)は陳述書を読みあげた。妻の祐子さん(62)も傍聴席に立っており、夫の顔を見つめながら涙を拭いていた。裁判官らは、この事件が「社会的問題」として扱われるほどのものではないと判断した。

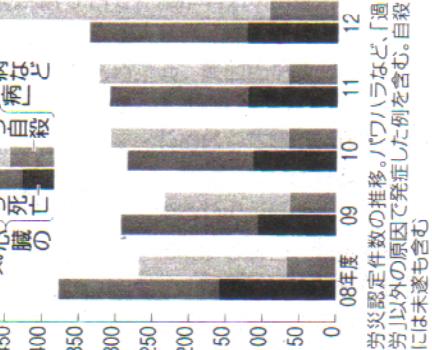
(59)も続いた。  
娘の美菜さん(当時26)は2008年6月、神奈川県内の社宅に近くにマンションから投げ自殺した。ワタミの子会社で居酒屋「和民」を運営するワタミフードサービスに入社してまだ2カ月だった。  
12年2月、月141時間の残業があつたとして、美菜さんは訴状では、ワタミグループの労務管理の背景に、渡辺氏の經營理念があると主張。問題視しているのは、渡辺氏の言葉を集めめた理念集や、理念集を暗記したかどうかを試すテストだ。経営者の渡辺氏が、働き手の健康を配慮することなく「すばんな労務管理を推しすすめた」と主張している。

遷辺氏はフタミグループの経営を離れ、いまは自民党の参議院議員。夫妻の訴えで争う姿勢



接吻で辻美樹氏らを相手取った  
訴訟裁判の第1回弁論を終え、  
訴え提起者への報告集会を開く  
森森泰さんと祐子さん。亡く  
はなつた美菜さんの遺影を挿  
んで着席 = 2月、東京都内

## 過労死・過労自殺で 過労災認定が相次いでいる



で、「道義的責任を感じております、お詫びをしたい。事業関係について整理したうえで、安全管理義務違反については、裁判所の判断に委ねたい」と口外している。

業務を行っていたが、会社が調べた結果、毎月100時間を超える残業をしていたことが判明。尼崎労働基準監督署は13年8月、男性の自殺を労災と認めた。

ワタリだけではない。過労で自殺したJR西日本の男性社員（当時28）の遭難は昨年12月、真鍋締合社長ら取締役4人を含む幹部や上司計9人に対して計訴状は、「真鍋社長ら取締役が適正に労働時間を持続するための社内体制を整備しなかつたため、長時間労働が放置された」と指摘している。

JR西日本広報部の担当者は「長期にわたって休日出勤や長時間残業があつたことは事実で

訴状によると、男性はJR西日本に入社した3年半後の12年10月、兵庫県内の勤務先近くのマンションの14階から投身自殺をした。鉄道の保安設備の管理あり、労働時間管理が適切に行われていなかつたことを強く反省している。係争中のため、これ以上のコメントは差し控えるとしている。

## 「ずさんな体制」根源をたどる

中小企業では、経営者が従業員に直接指示することが多い。過労死が起きた場合、経営者の責任は比較的認められやすい。

大企業では、経営者が従業員の働き方まで把握しづらい。しかし大企業でも、経営者に責任があると認める判決が出たケースがある。居酒屋チエーン「日本海庄や」を展開する大庄で起きた過労死事件。

この事件では、80時間の残業があることを前提にした給与体系が焦点になつた。遺族は、直接店舗を管理していない社長や役員の責任を追及。根拠になつたのが、会社法429条1項

第三着に損害を与えた場合、取締役にも責任があると定めていた。

京都地裁、大阪高裁はいずれも、「取締役には、会社が労働者の命や健康を損なわぬよう注意する義務がある」などとして、経営者責任を認めた。経営者側は、会社法の適用に誤りがあると主張して上告したが、

最高裁は昨年9月に棄却。判決が確定した。

大庄の事件で遺族側代理人を務めた松丸正弁護士によると、会社そのものに対して損害賠償を求めるだけでは明らかにならない点を追及するためだ。松丸弁護士は「経営者の責任を争うこと」で、なぜ労働時間が正しく把握されていなかつたのか、誰が不適切な体制をつくり、放置してきたのかが明らかになる。それが、再発防止のシートを見直すことにもつながる」と説明する。